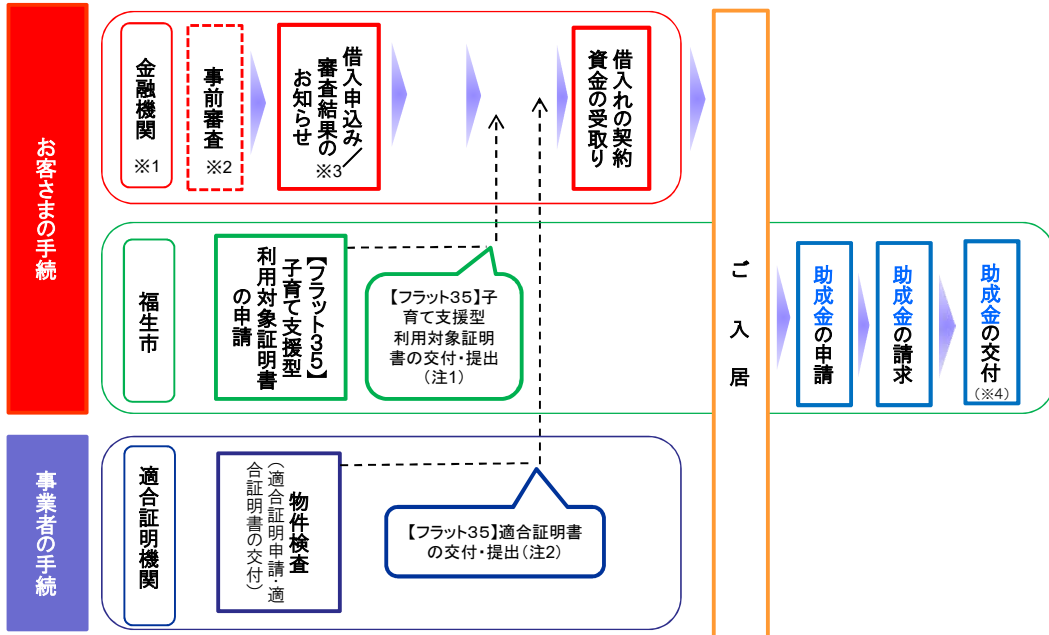


# 利用手続の流れ



(注)上図は、一般的な手続の流れを示しています。金融機関、福生市および適合証明機関における手続の順序は問いません。ただし、注1(【フラット35】子育て支援型利用対象証明書)および注2(【フラット35】適合証明書)は、借入れの契約時までに金融機関へ提出する必要があります。

(※1)借入申込みは、【フラット35】の取扱金融機関となります。

(※2)取扱金融機関によって、事前審査を実施していない場合があります。事前審査は仮審査であり、借入申込後の正式な審査結果を約束するものではありません。

(※3)借入申込みに当たっては、金融機関の指定する申込関係書類に加えて、【フラット35】子育て支援型利用希望の申出書を提出する必要があります。詳しくは、お申込みを希望する取扱金融機関にご確認ください。

(※4)福生市優良住宅取得推進事業の助成金の交付は、ご入居後、固定資産税・都市計画税を納付した後の手続きとなります。

《借入れに当たっての注意事項》●【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携してご提供する全期間固定金利住宅ローンです。お申込みは、取扱金融機関となります。詳細はフラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。●借入額は100万円以上8,000万円以下(1万円単位)で、建設費または購入価額(非住宅部分を除く。)以内となります。また、年取等、審査の結果によってはご希望の借入額まで借入れできない場合があります。●融資手数料は、お客さま負担となります。融資手数料は取扱金融機関により異なります。●借入金利は、資金受取時の金利が適用となります。●【フラット35(買取型)】では、借入期間(20年以下・21年以上)、融資率(9割以下・9割超)、加入する団体信用生命保険の種類等に応じて、借入金利が異なります(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。借入金利は取扱金融機関により異なります。●融資率とは、建設費または購入価額に対して、【フラット35】の借入額の占める割合をいいます。●借入金利は毎月見直されます。●融資率が9割を超える場合は、返済の確実性等をより慎重に審査します。●最長35年の返済が可能です。ただし、お客さまの年齢により借入期間が短くなる場合があります。●住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることについて、検査機関または適合証明技術者による物件検査を受ける必要があります。あわせて、新築住宅では、建築基準法に基づく検査済証が交付されていることを確認しています。物件検査手数料はお客さま負担となります。物件検査手数料は、検査機関または適合証明技術者により異なります。●【フラット35】子育て支援型を利用する場合には、地方公共団体から「【フラット35】子育て支援型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●借入対象となる住宅およびその敷地に、【フラット35(買取型)】では住宅金融支援機構、【フラット35(保証型)】では取扱金融機関を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。なお、抵当権の設定費用(登録免許税、司法書士報酬等)は、お客さま負担となります。●【フラット35(買取型)】では、借入対象となる住宅について、火災保険(損害保険会社の火災保険または法律の規定による火災共済)に加入していただきます(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。火災保険料は、お客さま負担となります。●健康上の理由等で団体信用生命保険に加入されない場合も、【フラット35(買取型)】はご利用いただけます(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。●【フラット35】子育て支援型および【フラット35】SIは、借換融資には利用できません。●【フラット35】子育て支援型と【フラット35】地域活性化型を併用することはできません。●取扱金融機関の借入金利、融資手数料、返済額の試算等の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●説明書(パンフレット等)は、お申込みを希望する取扱金融機関で入手できます。

(2019年5月現在)

# 福生市と住宅金融支援機構が連携

2019年5月版  
www.flat35.com



マイホーム取得をご検討中のみならず

あなたが  
子育て中なら  
【フラット35】の  
金利が低く  
なるかも!?

当初5年間の借入金利 年0.25%引下げ  
【フラット35】Sとの併用で、  
当初5年間 年0.5%引下げ

# 【フラット35】 子育て支援型

【フラット35】子育て支援型は、子育て支援に積極的な地方公共団体のマイホーム取得に対する補助金交付等の財政的支援とセットで、【フラット35】の当初5年間の借入金利を年0.25%引き下げる制度です。福生市優良住宅取得推進事業の助成と【フラット35】の金利引下げのダブルのメリットで、夢のマイホームでの子育てがグッと現実的に。ずっと固定金利でずっと先まで見通せる【フラット35】は、子育てを頑張る人みんなの味方です。

○福生市優良住宅取得推進事業のご相談は



まちづくり計画課住宅グループ ☎042-551-1961

【フラット35】に関するご相談は



お客さまコールセンター

0120-0860-35 (通話無料)

営業時間：9:00～17:00(祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)  
ご利用いただけない場合(国際電話などは、次の番号へおかけください。)  
048-615-0420 (通話料金がかかります。)

## 【フラット35】Sと併せてご利用いただけます！

【フラット35】Sとは、長期優良住宅等、質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を金利Aプランは当初10年間年**0.25%**引き下げる制度です。

福生市と提携する【フラット35】子育て支援型は、【フラット35】S(金利Aプラン)(6)の長期優良住宅であることが条件です。福生市優良住宅取得推進事業と【フラット35】S(金利Aプラン)を合わせて、当初5年間は**0.5%**の引き下げとなります。

併用する金利引下げプラン	金利引下げ期間	金利引下げ幅	住宅の条件 ※1
【フラット35】S (金利Aプラン)	当初5年間	年▲0.5%	金利引下げプランとの次の基準のうち、いずれか1つ以上に適合する必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。
	6年目～10年目	年▲0.25%	(1)認定低炭素住宅 (2)一次エネルギー消費量等級5の住宅 (3)性能向上計画認定住宅(建築物省エネ法)* (4)耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)3の住宅 (5)高齢者等配慮対策等級4以上の住宅(共同住宅の専有部分は等級3でも可) <b>(6)長期優良住宅</b> *竣工年月日が平成28年4月1日以後の住宅に限ります。

※1 表中の住宅の条件は、「新築住宅・中古住宅共通の基準」です。このほかに中古住宅特有の基準である「中古タイプ基準」があります。

「中古タイプ基準」は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。

(注)【フラット35】子育て支援型および【フラット35】Sは2020年3月31日までの申込受付分に適用となります(予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。)

また、福生市優良住宅取得推進事業が終了した場合も受付を終了します。詳細は、福生市にお問い合わせください。

## 毎月の返済額・総返済額の試算(比較)

【試算例】借入額3,000万円(融資率9割以下)、借入期間35年、元利均等返済、ボーナス返済なし、借入金利年1.27%※の場合  
※2019年4月において借入期間が21年以上35年以下、融資率が9割以下、新機団信付き金利の場合で  
取扱金融機関が提供する最も多い【フラット35(買取型)】の金利

【フラット35】子育て支援型と【フラット35】S(金利Aプラン)の併用なら【フラット35】より総返済額が約110万円お得！

	【フラット35】	【フラット35】子育て支援型と 【フラット35】S(金利Aプラン)の併用		
		当初5年間	6年目～10年目	11年目以降
借入金利	全期間 年 1.27%	当初5年間 年 0.77%	6年目～10年目 年 1.02%	11年目以降 年 1.27%
毎月の返済額	全期間 88,512円	当初5年間 81,508円	6年目～10年目 84,487円	11年目以降 87,046円
総返済額	37,175,279円	36,073,484円		
【フラット35】との比較 (総返済額)	—	▲1,101,795円		

取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(注)上記総返済額には、融資手数料、物件検査手数料、火災保険料等は含まれず、別途お客さま負担となります。また、試算結果の数値は概算です。

## ご利用いただくための要件

【フラット35】子育て支援型をご利用いただくためには、福生市から「フラット35子育て支援型利用対象証明書」(\*)の交付を受ける必要があります。

(※)「フラット35子育て支援型利用対象証明書」の交付を受けるための条件については、福生市担当窓口へご確認ください。

(注)このほか、住宅の耐久性等の【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。

【フラット35】子育て支援型利用対象証明書の交付を受けるためには、福生市優良住宅取得推進事業の要件に適合し、助成金の交付を受ける予定であることに加え、【フラット35】子育て支援型の各種要件に適合する必要があります。

【フラット35】子育て支援型の各種要件 利用対象証明書は次の3種類のいずれかでご申請いただけます。

(若年子育て)の要件

- 新築住宅であること。
- 補助申請者の年齢が【フラット35】子育て支援型利用申請時点において満45歳未満であること。
- 補助申請者に、福生市優良住宅取得推進事業の対象となる住宅に対して最初に固定資産税及び都市計画税が課される年度末において満16歳以下の現に同居し扶養する子がいること。

(同居)の要件

- 「親と子と孫」を基本とする三世代以上の直系親族が対象となる住宅に同居していること。
- 補助申請者(申請予定者を含む。以下同じ。)に、福生市優良住宅取得推進事業の対象となる住宅に対して最初に固定資産税及び都市計画税が課される年度末において満16歳以下の現に同居し扶養する子がいること。
- 認定長期優良住宅であり、かつ、居住の用に供する部分の延べ床面積が90㎡以上(マンション等区分所有に係る住宅にあつては、専有部分の延べ床面積が70㎡以上)であること。
- 入居後5年間、同居状況の確認に協力できること(確認の対象は、補助申請者並びにその親及び子を原則とする。)

(近居)の要件

- 次のいずれかに該当すること。  
ア 補助申請者の世帯と補助申請者又はその配偶者の直系尊属の世帯(以下「親世帯」という。)がいずれも市内に居住すること。  
イ 補助申請者の世帯と親世帯が2km以内に居住すること。
- 補助申請者に、福生市優良住宅取得推進事業の対象となる住宅に対して最初に固定資産税及び都市計画税が課される年度末において満16歳以下の現に同居し扶養する子がいること。
- 入居後5年間、近居状況の確認に協力できること(確認の対象は、補助申請者並びにその子及び親世帯の世帯主を原則とする。)

### 福生市優良住宅取得推進事業とは

「子育て世代の定住」と「市内の住環境の向上」の推進を目的として、2015年度から「優良住宅取得推進事業」を実施しています。本事業は、市内に新築の長期優良住宅を取得した子育て世帯(16歳以下の子がいる世帯)に対してその住宅(家屋分)に対して課される固定資産税・都市計画税相当額を課税初年度から最長5年間、最高50万円(上限10万円×5年間)を助成するものです。2021年1月1日までに建築された住宅が対象となります。詳しくは、福生市まちづくり計画課住宅グループまでお問い合わせください。

### 助成金の申請等

- 助成金の申請先は、福生市まちづくり計画課住宅グループとなります。
- 申請書様式や添付書類については福生市まちづくり計画課住宅グループ ☎042-551-1961 へお問い合わせ下さい。